

休眠預金等のお取扱いについて

お客様各位

会津信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年(2018年)1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金(以下、「休眠預金等」といいます。)につきましては、平成31年(2019年)以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次頁のとおりです。

当金庫が認可を受けた異動事由

預金等の種類	通帳の発行・記帳・繰越 (*1)	証書の発行・記帳・繰越 (*1)	ご契約内容の変更 (*2)	お客様情報の受領 (*3)	総合口座の場合 (*4)
当座預金				○	
普通預金	○		○ (ア)(イ)のみ	○	○
貯蓄預金	○		○ (ア)のみ	○	
通知預金	○ 繰越は除く	○ 繰越は除く	○ (イ)のみ	○	
自動継続定期預金	○ 繰越は除く	○ 繰越は除く	○ (ウ)(エ)のみ	○	○
定期預金 (*5)	○ 繰越は除く	○ 繰越は除く	○ (ウ)のみ	○	
積立定期預金	○ 繰越は除く			○	
定期積金	○ 繰越は除く	○ 繰越は除く		○	

- *1 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行(再発行含む)、記帳(記帳する取引がない場合は除く)若しくは繰越。
- *2 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
 (ア)キャッシュカードの再発行
 (イ)解約予定日の設定・変更
 (ウ)方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更)
 (エ)総合口座への組入・組入解除(平成31年3月1日以降のものに限ります)
- *3 預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。
 ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称
 ・預金等の種別
 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 ・預金等の名義人の氏名または名称
 ・預金等の元本の額
- *4 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法定異動事由及び当金庫が認可を受けた異動事由の全部又は一部が生じたこと。
- *5 自動継続以外の定期預金

以上

※ 金融庁ホームページにおける休眠預金等活用法に関する特設ページ
<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>